

「土木工事共通仕様書」の改定について

1 改定の基本的考え方

- ・原則として，九地整の共通仕様書(R3.4)に準拠する。
- ・県独自の規則，通知に基づくものはその規定に準じる。

2 主な改定点

	工種等	変更点
第1編	共通編	法令改正及び諸基準書の改訂に伴う修正。 表記の修正(ミキサ ミキサー等)。
第2編	材料編	諸基準の改定に伴う語句及び図表の修正。
第3編	工事共通編	諸基準書の改訂に伴う修正。 諸基準の改定に伴う語句及び図表の修正。 図表の追加に伴う番号の修正。
第6編	河川編	諸基準書の改訂に伴う修正。 表記の統一(g/m^2 g/m^2 等)。
第7編	河川海岸編	諸基準書の改訂に伴う修正。
第8編	砂防編	表記の修正(標識板 標示板等)。
第9編	ダム編	表記の修正(ミキサ ミキサー等)。
第10編	道路編	諸基準書の改訂に伴う修正。 表記の修正(標識板 標示板等)。
第11編	その他	諸基準書の改訂に伴う修正。 諸基準の改定に伴う語句の修正。 表記の修正(ミキサ ミキサー等)。 特記仕様書記載事項の移行。

(第4編，5編は欠番)